

複数学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正について（案）

1. 改正の趣旨等

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）及び「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（令和3年1月26日中央教育審議会答申）の提言等を踏まえ、複数の学科等間の科目・専任教員の共通化、小学校と中学校の課程間の科目・専任教員の共通化の範囲を拡大するとともに、小学校免許状の教職課程を設置する際の科目開設や専任教員配置の要件を緩和するため、教職課程認定基準を改正する。

2. 改正の要点

（1）複数の学科等の間において科目や専任教員の共通化の範囲を拡大

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大

（ア）中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項（以下「教科専門科目」という。）及び養護に関する科目について、他学科等の教職課程の科目として認定されているものについて、共通開設を可能とする。

（教職課程認定基準4-8（1）ii）①②）

（イ）中学校及び高等学校の教科専門科目について、他学科等で開設する科目（全学共通科目等を含む）を自学科の教職課程の科目として活用可能な範囲については、教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数までとするか、自学科等が開設する教科専門科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれかについて、大学による選択を可能とする。

（教職課程認定基準4-3（2）、4-4（2）、4-8（1）ii）

④）

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

幼稚園及び小学校の「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「教職専門科目」という。）について、複数の学科等間での共通化を可能とする。（※各教科の指導

法及び教育実習については（２）②にも記載）

（教職課程認定基準４－８（２））

③ 専任教員の共通化の範囲の拡大等

（ア）①及び②により、授業科目の共通化の範囲の拡大に併せて、共通化する授業科目を担当する教員は、複数の学科等の教職課程において共通して専任教員となること（専任教員の共通化）を可能とする。

（教職課程認定基準４－８（４））

（イ）幼稚園と小学校の教職課程の専任教員については、入学定員が５０人までは教科専門科目と教職専門科目についてそれぞれ５人と３人、入学定員が５０人を超える場合には、５０人ごとに教科専門科目と教職専門科目の専任教員を１人ずつ（合計２人）追加的に配置することとしているが、教科専門科目、教職専門科目のいずれか又は合わせて２人の配置を可能とする。

（教職課程認定基準４－１（３）、４－２（４））

（２）小学校と中学校の教職課程の間において科目や専任教員の共通化の範囲を拡大（義務教育特例）

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校等の教科専門科目の共通化を可能とする。また、このうち複数の学科等に小学校と中学校等の教職課程を置く場合、他学科等で開設する教科専門科目を自学科の中学校の教職課程の科目として活用可能な範囲については、教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数までとするか、自学科等が開設する教科専門科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれかについて、大学による選択を可能とする。

（教職課程認定基準４－８（１）i）③、ii）③④）

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校の各教科の指導法、教育実習について科目の共通化を可能とする。

（教職課程認定基準４－８（２）v）viii）

（３）小学校免許状の教職課程の設置の際の科目開設や専任教員配置の要件の緩和

① 教科専門科目の開設の要件の緩和

教科専門科目については国語等の１０教科の授業科目を開設しなけれ

ばならないこととしているが、教育職員免許法施行規則第3条第1項表備考第1号において1教科以上の科目の修得で可能であることを踏まえ、授業科目の開設についても1教科以上として要件を緩和する。

(教職課程認定基準4-2(1))

② 専任教員配置の要件の弾力化

教科専門科目の開設要件の見直しを踏まえ、当該科目に配置する専任教員については現行5教科以上にわたり5人以上としているものを1人以上とし、残りの4人については教科専門科目、教職専門科目、複合科目のいずれの配置でも可能として要件を弾力化する。

(教職課程認定基準4-2(4))

(4) 適用期日

令和4年度から適用予定。

(教職課程認定基準13)